

34IC/24/R2

## 第 34 回赤十字・赤新月国際会議

スイス、ジュネーブ

2024 年 10 月 28 日～31 日

武力紛争中の ICT 活動による潜在的な人的被害からの  
民間人及びその他の保護対象者・対象物の保護

決議

## 決議

### 武力紛争中の ICT 活動による潜在的な人的被害からの 民間人及びその他の保護対象者・対象物の保護

第 34 回赤十字・赤新月国際会議（国際会議）は、

ますますデジタル化され、つながりの強まる世界は、社会、経済、開発、人道、情報通信の各分野で機会を提供し、武力紛争の状況を含め、人命の救助と改善に役立つことを認識し、

民間人への医療サービスを含む様々な物資やサービスの提供、人道支援活動、民間人が安全な場所や生きるために不可欠な物に関する情報を利用しやすい形式で求め、受け取ること、武力紛争下を含む離散家族支援のために、接続性と情報通信技術（ICT）が重要であることを強調し、

将来の紛争で ICT が使用される可能性が高まっていることを想起し、ICT がすでにさまざまな地域の武力紛争で使用されていることを想起し、

1949 年のジュネーヴ条約の普遍的な批准を想起し、国際人道法（IHL）の発展における国的第一義的責任を想起し、

国連総会決議 76/19 及び 2021-2025 年情報通信技術の安全保障及び利用に関するオープンエンド型作業部会（OEWG）における各国による作業、国連総会第一委員会、特に 2021-2025 年 OEWG が、各国による ICT 利用に国際法がどのように適用されるかを研究するための中心的な政府間フォーラムであることを認識し、

国際会議の機能は、IHL の尊重と発展に貢献することであることを想起し、

武力紛争当事者による ICT の悪意ある使用が、特に、民間人の生存に不可欠なもの、危険な力を有する作業所や施設、重要な民間インフラを含む民間物の一部である ICT に向けられるか、またはそれに付随して影響を及ぼす場合、国境を越える場合も含め、民間人及びその他の保護される人や物に危害を及ぼす可能性があることに懸念を表明し、

さらに、悪意のある ICT 活動を検知し防御する適切な能力の欠如が、各国政府や国際赤十字・赤新月運動（赤十字運動）の組織をより脆弱にする可能性があることに懸念を表

明し、

特にソーシャル・メディア・プラットフォームを通じた悪意ある ICT 活動の広がりの規模、速度、範囲に留意し、ICT が子どもを武装勢力に勧誘するために使用される場合を含め、武力紛争中にこれが民間人またはその他の保護される人及び物に対する危害を引き起こし、扇動し、または増幅する可能性があることに懸念を表明し、

異なる年齢、障害、背景を持つ、女性、男性、少女、少年が武力紛争によって異なる影響を受ける可能性があること、そして、すべての人のための適切な保護を守るために、IHL を履行、適用する際にこれらの違いを考慮する必要があることを認識し、

人工知能及びその他の新たな技術が、人道的、社会的、経済的、または開発上の利益を民間人にもたらす可能性があることを認識しつつも、悪意のある ICT 活動において人工知能及びその他の新たな技術が使用されることにより、その規模及び速度がさらに増大し、被害が拡大する可能性があることに懸念を表明し、

ICT は、武力紛争において民間人が ICT 活動を行うこと、または支援することを可能にする、または奨励するために使用される可能性があることを指摘し、民間人がその行為に関わるリスク、または適用される法的限界と意味を認識していない可能性があることに懸念を表明し、

民間のテクノロジー企業が、武力紛争中も含め、民間人、政府、人道支援組織が依存するさまざまな ICT 製品、サービス、インフラを提供していることを想起し、民間人にとってこれらの製品、サービス、インフラが利用可能で完全性が確保されていることの重要性を強調し、民間のテクノロジー企業が、適用される法律と整合性を保ちながら、武力紛争の影響を受けるすべての人々のニーズを考慮することの重要性を強調し、

ICT が効率的かつ効果的な人道活動に不可欠であることを認識し、人道支援組織を標的としたデータ漏洩や偽情報など、悪意のある ICT 活動が人道支援組織に与える影響について深い懸念を表明し、支援活動を中断させ、赤十字運動の組織を含む人道支援組織に対する信頼を損ない、人道支援組織の要員、施設、資産の安全・セキュリティ、ひいては人道支援組織へのアクセスや人道支援活動の遂行能力を脅かす可能性があることを表明し、

特徴的な標章と信号の法的及び保護的価値を再確認し、赤十字国際委員会（ICRC）が学術機関や他の赤十字運動組織と協力して実施している、デジタル標章の目的、パラメー

ター（性能を決定する因子）、実現可能性に関する進行中の研究に留意し、

第 33 回国際会議で採択された決議 4「個人データ保護との関連を含むプライバシー尊重を伴う離散家族支援」を再確認し、同決議で扱われている問題は他の人道的データの保護にとっても重要であることを強調し、

2022 年国際赤十字・赤新月運動代表者会議で採択された決議 12「人道関連データの保護」に留意し、能力強化を含む人道関連データの保護に関する赤十字運動のコミットメントを歓迎し、人道活動のためのデータの機密性、完全性、可用性の重要性を強調し、

各国は ICT の利用において、国際法、特に国際紛争を平和的手段で解決する義務や、いかなる国の領土保全または政治的独立に対する武力による威嚇または行使の禁止を含む国際連合憲章に従わない措置をとってはならないことを想起し、IHL のいかなる規定も、侵略行為その他国際連合憲章と矛盾する武力行使を正当化または許可するものではないと再確認し、IHL を想起することが決して紛争を正当化または助長するものではないことを強調し、

ICT 環境の特殊性により、武力紛争状況における ICT 活動に IHL の原則と規則がどのように適用されるかについて疑問が生じ、そのような疑問について各国が多様な見解を表明していることを認識し、継続的な議論の必要性を強調し、

人々や重要なインフラ、医療機関、人道支援の組織や職員は、常に ICT 活動による被害に直面するリスクがあることを強調し、各国に対し、本決議に基づき、適用される法的枠組みと現在の ICT 能力に沿って、それらの保護のために効果的な措置を講じよう求め、

1. 武力紛争状況において、悪意のある情報通信技術（ICT）活動から生じるリスクも含め、民間人やその他の保護対象者・対象物を保護するという、国際会議の全メンバーの共通のコミットメントを表明します。

2. IHL は、人道、必要性、均衡性、区別という確立された国際法上の原則を含む武力紛争の状況にのみ適用され、紛争の文脈で行われ、紛争に関連する行為にのみ適用されることを想起します。

3. この原則が ICT の利用にどのように、またどのような場合に適用されるのかについて、さらなる研究が必要であることを認識し、この原則を想起することは決して紛争を

正当化したり、奨励したりするものではないことを強調し、この点において共通の理解を見出すよう各国政府に促します。

4. 武力紛争の状況下における IHL の規則と原則は、区別、無差別攻撃及び不均衡な攻撃の禁止、軍事行動の遂行における民間人、及び民間人及び民間対象物の保護、並びに及び、あらゆる場合において、付隨的な民間人の被害を回避し、最小限に抑えるためにあらゆる実行可能な予防措置を講じる義務、国際人道法違反を奨励または扇動することの禁止、民間人の間に恐怖を広めることを主目的とする暴力行為または暴力の威嚇の禁止など、民間人に対する付隨的損害のリスクを含む民間人及び他の保護対象者や保護対象物を保護する役割を果たしていることを繰り返し述べます。
5. 武力紛争当事国に対し、国際的な法的義務に基づき、海底ケーブルや軌道通信網など、インターネットの一般的な可用性や完全性に不可欠な技術インフラを含む、複数の国にまたがるサービスを提供する民間の重要インフラを保護するよう要請します。
6. また、武力紛争当事国に対し、ICT 活動を含め、国際的な法的義務に従って、医療要員、医療施設、医療輸送手段を尊重し、保護するよう呼びかけます。
7. 各国政府及び紛争当事者に対し、武力紛争中に、ICT に依拠した活動を含め、公平な人道活動を許可し、促進すること、また、ICT 活動を含め、国際法の義務に従い、人道支援に係る要員及び物を尊重し、保護することを呼びかけます。
8. 各国政府及び紛争当事者に対し、ICT 活動を含め、国際法の義務に従い、民間人、その他保護されるべき人及び物（民族の文化的または精神的遺産を構成する歴史的記念物、芸術作品または礼拝所を含む）を保護するよう要請します。
9. IHL の原則が国民全体に周知されるよう、適切な場合にはそれぞれの職務権限に従い、IHL に関する知識をそれぞれの国で可能な限り広く普及させるよう、各国政府及び赤十字運動の各組織に呼びかけ、また、ICT 活動を含む国際法の義務に従い、適切な場合には調査及び訴追を通じ、IHL 違反を防止及び抑圧するための措置をとるよう各国政府に要請します。
10. すべての赤十字運動の組織に対し、ICT 活動によって民間人や他の保護対象者、対象物に危害が及ぶリスクを考慮するよう奨励し、例えば、そのようなリスクを検知し、民間人への危害を防止する能力を構築することにより、異なるグループの人々が異なる方法でどのような危害を受ける可能性があるかを含め、そのような活動のリスクに対する

る備えと対応能力を向上させるよう、すべての赤十字運動の組織に要請し、このような赤十字運動の努力を支援するよう各国政府に呼びかけます。

11. また、すべての赤十字運動の組織に対し、適切な場合、それぞれの職務権限に従い、IHL を民間のテクノロジー企業に普及させ、武力紛争に巻き込まれている、または巻き込まれる可能性のある顧客に ICT サービスを提供することには一定のリスクが伴うことを認識させ、適切な場合、適用される国際法及び国内法に合致した、武力紛争の影響を受けるすべての人々のニーズを保護するための措置の採用を検討するよう、これらの企業に働きかけるよう奨励します。

12. デジタル標章の具体的な目的と技術的な実現可能性をさらに検証して明確にすること、武力紛争との関連で使用される可能性のある標章に関して、実現可能であれば、関心のある赤十字運動の組織と各国政府に能力強化を支援すること、この点に関して可能な法的・外交的手段を検討することについて、ICRC が各国政府及び赤十字運動の各組織と継続協議及び積極関与することを奨励します。

13. 各国政府及び赤十字運動の組織に対し、知識及び優良事例を交換し、国際協力を促進するための連絡・通信ネットワークを構築・強化し、各国政府及び赤十字運動の組織間で利用可能な資源のレベルが異なることを考慮しつつ、悪意のある ICT 活動から生じるリスクに対し、ICT セキュリティ、データ保護、国際法、民間人及びその他の保護対象者の保護に関する能力を構築することを奨励します。